議案第131号

渋川市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例

渋川市農業委員会に関する条例(平成18年渋川市条例第274号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(部会の委員の定数)

第3条 法第16条第5項の規定による部会の委員の定数は、19人以内と する。

(推進委員の定数)

第4条 法第18条第2項の規定による推進委員の定数は、42人とする。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするもの である。

渋川市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

	改	正	案	現 行
<u>(</u> 部会 第3条 する。		規定による部会の	委員の定数は、19人以内と	(推進委員の定数) 第3条 法第18条第2項の規定による推進委員の定数は、42人とする。
	進委員の定数)	規定による推進委	員の定数は、42人とする。	<u>(部会の設置)</u> 第4条 農業委員会に部会を置くことができる。